



# 3月は東京都の自殺対策強化月間 自殺防止 特別相談 悩みを話してみませんか

3月は自殺防止対策として、通常の電話相談時間のほかに、特別相談期間を設けて、相談受付時間の延長などを行っています。

## ◆こころの悩みなどについての電話相談

### フリーダイヤル特別相談

「孤独を感じる」、「身近な人には打ち明けづらい」。そんな苦しい思いをお聞きます。  
とき 3月7日(月)までの午後8時～午前2時30分  
問合せ 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター ☎0120(58)9090

### 有終支援いのちの山彦電話 傾聴電話

ひとりでストレスをためこまないで、つらい気持ちをお話してください。  
とき 3月31日(木)までの火曜・水曜・金曜～日曜日、祝日 正午～午後8時  
問合せ 有終支援いのちの山彦電話 ☎03(3842)5311

### 自殺予防いのちの電話

生活の困難やこころの危機を抱えながら、誰にも相談できずに一人で悩んでいる方のための電話相談です。  
とき 3月31日(木)までの午後4時～9時  
※3月10日(木)は、午前8時から11日(金)の午前8時まで。  
問合せ 日本いのちの電話連盟 ☎0120(783)556

### 東京都自殺相談ダイヤル こころといのちのほっとライン

生きることに悩んでいる方、家族や友人が心配な方の相談窓口です。  
とき 3月27日(日)～31日(木)  
問合せ 東京都メンタルケア協議会 ☎0570(087478)

※特別相談以外にもさまざまな機関が相談窓口を設けています。詳しくは、ホームページ(右図QRコードからアクセス)をご覧ください。



## ◆LINE相談

相談ほっとLINE(ライン)@東京  
無料通話アプリLINEを使って、つらいと感じていることや悩みなどの相談ができます。  
とき 午後3時～11時 10時30分まで受付  
※右上図QRコードを読み取ると、相談ほっとLINE@東京のラインアカウントの友だち登録ができます。



## ◆自死遺族のための電話相談

自死遺族相談ダイヤル  
身近な人(親族、恋人、職場の同僚、友人ほか)を自死・自殺で亡くした方のための電話相談です。  
とき 3月4日(金)・5日(土)・7日(月)  
午前10時～午後8時  
問合せ 全国自死遺族総合支援センター ☎03(3261)4350

### 自死遺族傾聴電話

自死遺族の方々の悲しみや苦しみを電話で傾聴し、受け皿となります。  
とき 3月8日(火)～11日(金) 正午～午後4時  
問合せ グリーフケア・サポートプラザ ☎03(3796)5453

◆パソコン教室  
▽4月～5月中旬の募集  
コース 自由コース(受講内容は自由に選べる個人授業方式)  
※パソコン入門、ワード、エクセルも自由コースにお申し込みください

シルバー  
人材センター  
(総務課)

◆東京都平和の日  
都では、東京大空襲のあった3月10日を「東京都平和の日」と定め、式典を実施しています。  
この式典では、戦災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を願い、1分間の黙とうを行います。  
午後2時の時報に合わせて、黙とうをお願いします。

黙とうにご協力を

◆共同  
内容 問診、視診、内診、細胞診

子宮頸がん検診  
令和4年度  
次のいずれかの検診が選べます。  
◆①小平市・国分寺市の指定医療機関での検診  
とき 5月2日(月)～令和5年2月28日(火)  
定員 2千人  
◆②公立昭和病院での検診  
とき 6月～9月の水曜日の午後2時～5時  
定員 2百人

子宮頸がん検診申込書  
1 氏名(ふりがな)  
2 住所  
3 電話番号  
4 生年月日(大・昭・平 年 月 日)  
5 希望検診場所(①・②のどちらか必ず記入)  
①小平市・国分寺市の指定医療機関での検診を希望  
②公立昭和病院での検診を希望

◆健康センター、東部・西部出張所、動く市役所にある申込用紙、東京電子自治体共同運営サービスのホームページ(紙面欄外QRコード)から申し込めます。  
※小平市・国分寺市の指定医療機関一覧は、小平市ホームページをご覧ください。  
※検診票・案内の発送は、①は4月中旬以降、②は5月上旬以降の予定です。

◆シルバークラス  
3月7日(月)から、シルバー人材センターへ(電話・電子メール可、先着順) ☎042(344)2120、✉kodaira@sjc.ne.jp

◆シルバークラス  
3月7日(月)から、シルバー人材センターへ(電話・電子メール可、先着順) ☎042(344)2120、✉kodaira@sjc.ne.jp

◆シルバークラス  
3月7日(月)から、シルバー人材センターへ(電話・電子メール可、先着順) ☎042(344)2120、✉kodaira@sjc.ne.jp

◆シルバークラス  
3月7日(月)から、シルバー人材センターへ(電話・電子メール可、先着順) ☎042(344)2120、✉kodaira@sjc.ne.jp

◆シルバークラス  
3月7日(月)から、シルバー人材センターへ(電話・電子メール可、先着順) ☎042(344)2120、✉kodaira@sjc.ne.jp

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

## 休日応急診療・準夜応急診療 (内科・小児科)

日 程	診療時間	名称	所在地	電話番号
休日応急診療	日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午後5時	小平市医師会応急診療所	学園東町1-19-12 (健康センター内)	042(346)3706 (左記診療時間内)
準夜応急診療	月曜～日曜日 (年中無休) 午後7時30分～10時30分 (受付は10時15分まで)			

※応急診療所の診療科目は内科と小児科です。高校生以下の受診は、保護者の同伴が必要です。健康保険証、各種医療費受給者証を忘れずにお持ちください。

## 休日歯科応急診療医 (診療時間:午前9時～午後5時)

日 程	医療機関名	所在地	電話番号
3月6日(日)	広野 歯科 医院	鈴木町2-205	042(462)6213
3月13日(日)	宇梶 歯科 医院 本院	花小金井1-3-28	042(461)5256

※受診の際は、事前にお問い合わせください。また、医療機関は変更になる場合があります。

## 東京都による救急診療などの相談・案内

相談先	電話番号	内容
東京消防庁救急相談センター	#7119 (携帯電話、PHS、プッシュ回線から) 042(521)2323 (ダイヤル回線から)	救急車を呼ぶべきか迷った場合の相談・24時間
小平消防署 病院・診療所案内	042(341)0119	救急医療機関の案内・24時間
東京都医療機関案内 サービス(ひまわり)	03(5272)0303	診療中の医療機関の案内・24時間

◆認知症本人交流会  
認知症への不安な気持ちや率直な思いを、本人同士が安心して話し合える場所です。一人で抱えこまず、気持ちを話してみませんか。  
とき 3月17日(木) 午後1時30分～3時  
ところ 中央公民館学習室4  
対象 市内在住で認知症の症状(物忘れなど)がある方  
※家族も一緒に参加できます。  
申込み 10人  
センターへ(先着順) ☎042(345)0691

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、

◆国民年金第3号から外れる手続きをお忘れなく  
国民年金第3号被保険者とは、厚生年金被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻または夫)です。次の場合、国民年金第1号への加入手続きが必要です。  
▽厚生年金に加入している配偶者が65歳に到達したとき  
届出は、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。  
対象 20歳から60歳未満までの方  
持ち物 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、年金手帳、